

ID: 823

担当部署: 産業観光課

処分の概要	換地処分前の使用収益停止（法第53条の6第1項の準用）		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用規定法第53条の6第1項の規定による。                  (使用及び収益の停止)</p> <p>第53条の6 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、第53条の2の2第1項の規定により換地計画において換地を定めないこととされる従前の土地(次項に規定する土地を除く。)につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部又は一部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、その期日の相当期間前までに、その旨を当該権利者に通知しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日